

新潟県農学校に関する一考察

伊藤 稔 明*

1. はじめに

1883（明治16）年4月、文部省は達第5号をもって農学校通則¹⁾を制定した。これは文部省が初めて制定した農業学校の設置規程である。農学校通則第1条では「農学校ハ此通則ニ遵ヒ農ノ学業ヲ教授スル所トス」と規定され、各地に設置されている農学校及び今後設置される農学校は、この通則に準拠することが求められた。第2条と第3条では、農学校を第一種と第二種に分類し、第一種農学校は「主トシテ躬ヲ善ク農業ヲ操ルヘキ者ヲ養成スル」ことを目的とし「主トシテ実業ヲ授ケ」、第二種農学校は「主トシテ善ク農業ヲ処理スヘキモノヲ養成スル」ことを目的とし「学理ト実業トヲ並ビ授クル」と規定している。これら2種の農学校の入学資格については、第一種については第8条と第9条に、第二種については第15条と第16条に定められていて、第一種農学校の入学資格は15歳以上で基本的に小学校中等科卒業の学力を有すること、第二種農学校の入学資格は16歳以上で基本的に中学校初等科卒業の学力を有することが求められている。また、修業年限は、第一種については第5条で2年とされ、第二種については第12条で3年とされている。ただ、これら条文には双方とも「但此年限ヲ一年以内増加スルコトヲ得」と但し書きがされていて、第一種については3年まで、第二種については4年まで延長することが可能とされた。

さらに、それぞれに設定された学科目は、第一種が第4条に、

第一種農学校ノ学科ハ左ニ掲クル諸目トス

修身 算術幾何 物理 化学 動植物 耕種 養畜 農業
経済 農業簿記

但土地ノ情况ニヨリ本文某科目ノ程度ヲ斟酌シ若クハ斟酌セスシテ特ニ園芸 森林 開墾 養蚕 養魚 桑 茶 綿 麻 楮 藍 黍 藪 甘蔗 蘆粟 葡萄 煙草等ノ耕種法 製茶法 製糖法 農産物貯法 肥料製造法等ノ学科目ヲ置クコトヲ得

と規定され、第二種については第11条に、

第二種農学校ノ学科ハ左ニ掲クル諸目トス

修身 代数 幾何 三角法 図画 物理学 化学 動物学 植物学 地質学 農用化学 農用工学 耕種 養畜 農業
経済 農業簿記 農事法規

但土地ノ情况ニヨリ本文某科目ノ程度ヲ斟酌シ若クハ斟酌セスシテ特ニ園芸 森林 開墾 獣医 昆虫学等ノ某科目ヲ置キ又養蚕 養魚 桑 茶 綿 麻 楮 藍 黍 藪 甘蔗 蘆粟 葡萄 煙草等ノ耕種法 製茶法 製糖法 農産物貯法 肥料製造法等ノ学科目ヲ置クコトヲ得と規定された。一見してわかるように、農学校通則では第二種が第一種より学理志向の強い高度な農学校として規定されている。

このように農学校通則では第一種と第二種という2種の農学校を設定している。文部省が、これら2種の農学校の各府県への設置をどのように企図していたのかについては、通則制定の翌年1月4日付の官報に掲載された農学校通則についての文部省の説明にみることができる。ここで、文部省は、

農学校通則ニ定ムル所ノ第一種及第二種農学校ハ農業教育上俱ニ必要ニ出テタルモノニシテ其ノ設立ノ関係ニ就イテ之ヲ言ハハ第二種ハ主ラ農事ヲ処理スヘキモノヲ養成スルヲ以テ目的ト為スカ故ニ必シモ其ノ数多キヲ要セスシテ之ヲ府県ニ設ケ第一種ハ主ラ躬行者ヲ養成シテ農事ノ普及ヲ図ルノ目的ニ出ツ

ルカ故ニ数郡ノ間若干校ヲ設ケ且小学生徒ノ逐年増加シ其ノ科ヲ卒ヘ彼ノ実業ニ係ル学科ヲ修メントスルモノノ為ニ其ノ方路ヲ疏通シ即二者相待チテ其ノ用ヲナスノ緊要ナルハ固ヨリ言フ俟タス而シテ文部省ノ将来ニ希望スル所モ亦此ニアリ然リト雖従前ノ地方農学校ハ其ノ組織率ネ第二種ニ類シテ第一種ニ類スルモノ甚稀ナルニ今農事処理者ノ用ハ較少ナルモ躬行者ノ用ニ至リテハ極メテ宏衍ナルノミナラス殊ニ従来ノ農家ノ如キハ嘗テ農ニ切要ナル教育ヲ受ケサルヲ以テ其ノ業ヲ進歩セシムル能ハサルノミナラス農学ノ農事ニ実益アルヲ知ラス随ヒテ数郡ノ間未タ第一種農学校ノ起ルヲ見ルニ景況ニ至ラス是ヲ以テ今日ニ在リテハ姑ク先ツ府県立ニ頼リテ第一種ヲ設立シ農学ノ農事ニ実益アル所以ヲ示シ以テ自余ヲ勧誘シ且其ノ郡村ノ農学校ヲ設ケントスルモノヲシテ憑式スル所アラシメンヲ期スヘシ然レトモ農学校ノ如キハ固ヨリ大ニ土地ノ情況ニ関係アルモノニシテ概シテ方今第一種ニ限ルヘキニ非ス或ハ特ニ第二種ヲ設クルノ便宜アルニ出ツルモノアルヘシト雖仍此等ニ就キ再応考量ヲ加ヘ然ル後更ニ文部省ヘ伺出ツヘシト云フニアリ

と、第一種と第二種の設置方針を説明した²⁾。文部省としては、将来的に数郡に若干の第一種農学校を設置し、各府県に1校の第二種農学校を設置することをめざし、当面は府県立で第一種農学校を設置するとした。この時点での公立農学校の数は全国で数校であった。文部省の設置目標に遠く及ばないものであった。その後、農学校通則の廃止に至るまでこの説明に掲げられた「文部省ノ将来ニ希望スル所」は結局のところ実現することはなかった。

さて、実際に農学校通則に基づいて設置されていた農学校は全国に13校であった。すなわち、宮城農学校（宮城県立）、開成山農学校（福島県立）、新潟農学校（新潟県立）、山梨農学校（山梨県立）、石川県農学校（石川県立）、華陽学校農学部（岐阜県立）、広島農学校（広島県立）、倉吉農学校（鳥取県立）、山口農学校（山口県立）、福岡農学校（福岡県立）、壱岐農学校（長崎県壱岐石田郡聯合村立）、福江農学校（長崎県南松浦郡聯合村立）及び平戸農学校（長崎県北松浦郡聯合町村立）である。

拙稿「農学校通則に基づく公立農学校の種別に関する一考察」³⁾及び「広島農学校に関する一考察」⁴⁾で明らかにしたように、上記13校のうち、新潟農学校、華陽学校農学部及び福岡農学校の3校のみが第二

種農学校として設置され、その他の10校は第一種農学校であった。本論で取り上げる新潟農学校は、第二種農学校であると考えられてきた。これは、『新潟県学事第六年報（明治十八年）』に、

本校ハ従前学科程度ヲ簡ニシ現業ヲ専トセシカ本年農学校通則第二種ノ組織ニ変換シ其規模ヲ改メ学士ヲ聘セシメ以テ稍整備スルヲ得タルカ如シと記載されていた⁵⁾ことが根拠であった。しかし、後で詳しくみるように、新潟農学校は第一種と第二種の併存農学校であった。このような農学校は管見の限り他には存在しない。新潟県はかなり特殊な農学校設置を果たしていたことになる。

本論文の目的は、新潟農学校の設置から廃校までの経緯を明らかにすることである。本論は、以下のように構成される。次節では、農学校設置以前の経緯を取り扱う。3節では、農学校設置の過程と第一種第二種併存を学校規則から確認する。4節では、廃校までの経緯を考察する。まとめは5節で与えられる。

2. 農学校設置以前

1885（明治18）年に新潟農学校が設置されるまで、新潟県では、農業試験場や勸農場といった名称の“農業教育機関”が勸業費をもって設置されていた。このあたりの経緯については、『新潟県学事第四年報（明治十六年）』に記載されていて、その沿革部分には、

県立勸農場ハ明治八年五月管内共有金ヲ以内外国ノ穀類果樹蔬菜等ヲ播種培植スルノ場所ヲ中蒲原郡下所嶋新田ニ設置シ之ヲ新潟樹芸場ト称シ以テ管内風土氣候ノ適否ヲ識別シ農事ヲ拡張セントセリ是レ其濫觴ナリ十年八月ニ至リ新潟農事試験場ト改称シ始メテ農学教場ヲ設置シ生徒ヲ募集シ學術現業ヲ兼テ教ユ十一年大ニ学則ヲ改正シ稍ヤ学科ヲ高尚ナラシメ十三年之ヲ同郡出来嶋新田ニ移シ新潟勸農場ト改称シ學術現業ヲ別テ教授シ十四年七月ニ至リ文部省ノ認可ヲ経テ更ニ規則ヲ更訂ス本年十二月之レヲ古志郡長岡ニ移シ単ニ勸農場ト改称ス

とある⁶⁾。ここから、様々な紆余曲折を経て、長岡での勸農場となっていたことが窺い知れる。この頃の生徒の状況については、翌年の『新潟県学事第五年報（明治十七年）』に、

生徒ノ総数ハ四十一人ニシテ前年ニ対照シ二十六人ヲ増加ス其級別ハ本科第一級十人同第二級三人予科第五級九人同第六級二十人ナリ卒業生八十人ヲ得之

ニ従前ノ卒業生三十六人ヲ加ヘテ計四十六人アリ然レトモ其需要ニ至テハ甚稀ナリ故ニ間々小学科中加フル所ノ農学科ノ教員ニ従事スルモノノ外ハ大率他途ニ従セリ是レ他ナシ県下農事ノ状況ハ尚旧套ヲ脱セス進テ改良スルノ利ヲ知了セサルモノ夥多ナルニ由ル今後勉メテ之ヲ奨励シ卒業生ヲシテ可及的實際耕耘ニ従事セシムルノ方ヲ設ケ以テ県下人民ノ模範トナシ農事改良ノ意ヲ揮擢セシメントスと述べられている⁷⁾。ここから、勸農場の卒業生たちの多くが農業に従事しておらず、卒業生の農業従事者の増加が課題となっていることがわかる。

上でみたように、勸農場は決して順風満帆に推移したわけではなく、様々な紆余曲折を経ていた。そうしたなかで、毎年の県会でも、勸農場への批判や廃止論が議論されている。例えば、1884（明治17）年4月から開催された第6回通常県会において、以下のような議論がなされている⁸⁾。まず、58番の江村正英が、

本員ハ本案ニ対シ全廃ノ精神ヲ持セリ抑勸農場ノ如キハ農学ニ関スルモノヲ授ケ以テ農事ノ改良ヲ図ルナリ決シテ専ラ実地作物等ヲナスノ所ニアラス何トナレハ農学ハ根幹ニシテ試作ハ枝葉ナレハナリ然ルニ故ヲニ新潟ヲ罷メ長岡ニ移セシカ果シテ何ノ益カアル況ンヤ學術疎ニシテ実業ニ趣クノ傾向アルニアラスヤ本員モ朝變暮改ハ好ム処ニアラスト雖トモ奈セン事已ニ此ニ至テハ亦廃セサルヲ得サルナリ

と廃止論を主張した。ただ、この廃止論は実業より学理を重くするためというもので、珍しい意見だった。これに対して、番外3番の土屋永雄は、

実業ヲ客トシ学課ヲ主トスルト云フハ全ク五十八番ニ於テ主客ヲ転動シタルノ過チト云ヘシ何ントナレハ実業ヲ学科ト併行シテ始メテ大成スルモノナレハナリ況ンヤ昨年長岡ニ移転シタルモ畢竟云ハハ実業上ノ経験ニ適スル土地ト云フニ外ナラス而シテ移転後僅カニ五六ヶ月モ経サルニ早ヤ実効ノ挙カラサルヲ尤メテ以テ之ヲ無益視セラルルハ甚タ不都合ナラスヤ如何ナルモノト雖トモ僅カニ五六ヶ月間ニシテ豈能ク実効ヲ奏スルコトヲ得ヘケンヤ

と反論している。そこに、57番の堀川信一郎が、今日ノ勸農場ハ現況ヲ知ラサルニ坐スルノミ抑モ今日ノ勸農場ハ取りモ直サス一ノ徴兵避役場ニシテ真正農事ノ改良ヲ計画スルガ如キ熱心ノ徒アルニアラサルナリ只貧乏士族ガ糊口策ヲナスニ非サレハ公立学校ノ卒業証書ヲ得テ免役ニナラントスルニ汲々タル輩ノミ如此生徒ヲ以テ県下ノ農事ヲ拡張スルヲ得

ンヤ況ンヤ粒々辛苦ノ膏血ヲ絞テ之ヲ設立スルヲヤ又矧ンヤ目下地方税ノ最困難ナルヲヤ論者ノ謬見モ亦驚然タラサルヲ得サル也論シテ茲ニ至レハ殆ント根拠ナキ維持説也速ニ引テ删除ノ正論ニ降レ

と発言し、勸農場が“徴兵避役場”となっていて、本来の役割を果たしていないという致命的ともいうべき批判を行っている。後でみるように、この“徴兵避役場”になっているという批判は、農学校になって後も引き続くことになる。

3. 新潟県農学校の成立

県はこうした勸農場への批判をかわすために、勸農場から農学校への改組を行うことになる。つまり、勸農場を農学校と改称して、その費用は勸業費から教育費へ移行させるというものである。新潟県農学校設立への動きは、明治18年1月からの常置委員会から始まることになる。ここで、勸農場から農学校への移行が提案される。このときの常置委員会の審議を議事録⁹⁾で確認しよう。まず議長が口火を切り、そこから審議が開始される。

議長（川上）曰聞ク所ロニヨレハ勸農場ハ純然タル農学校トナストノコトニテ客年場長上京セシトノコトナリキ然ルニ猶旧ノ如クナルハ如何

番外（小風）曰改正規則ハ当時文部卿へ上申中ニシテ未タ指令ナキカ故ナリ

二番（児玉）曰從來勸農場ハ或ハ位置ヲ移転シ且ツ種々ノ改良ヲ経テ今日迄維持シ来タルモ未タ何ンタル公益ヲ奏セルコトナシ亦タコノ他ノ事業ヲ鑑ミルモ格別必用ナラザルモノノ如シ依ツテ勸業費ハ一切コレヲ廃セント欲ス

五番（堀川）曰二番ニ賛成ス又勸農場改正規則ハ一兩日前認可ナリシ様聞及ベリ如何

番外（小風）曰ソノコトハ未タ番外ノ耳朵ニ達セス又主務課ヨリ公然ノ通知アラズ

七番（樋口）曰二番ノ説ニテハ從來ノ勸農場ハ今日迄連々持続シ来タルモ別ニ功用ナキヲ以テコレヲ廃シ猶追ツテ純然タル農学校ヲ建設スルノ日ニ至ツテハ考フル所ロアリト謂ハレシカ如シ果シテ然ルカ

二番（児玉）曰然カリ

七番（樋口）曰寧シロ如斯ナラバ今日ノ分ヲ農学校ニ改良スル方ヨカラント考フ只名議ノ違フヨリコレヲ全廃スルニ不可ナラスヤ

五番（堀川）曰日今勸農場ハ偏ニ学業ノミヲ専ラトセリ然ルニ彼通則ニヨリテ考フルニ甲種ハ実業ヲ為

スヲ専ラトシ乙種ノ如キモ猶今日ノ勸農場課程ニ比スレハ一段実業ノ多キヲ覚ユルナリサレハ只名義ノミ違フモノトハ云フベカラサラン殊ニ純然タル農学校トスルノ日ニ至リテハ教育費中ニ編入スルカ適当ナルニアラズヤ依ツテ此ニ廢スルハ可ナリト信ズ七番(樋口)日聞ク処ロニヨレハ勸農場ハ通則第一種ニ当ルノ科程ヲ定メコレヲ改正セントスト左レハ又コレ迄名義ヲ換ユルハ容易ニ成シ得ヘキノコトナラズヤ併カシ本員モ費目ヲココニ置クハ少シク嫌ヘアルカ故ニコレヲ教育費ニ合スルト否トノ点ニ就テハ或ハ各員ノ説ニ賛成スベキモ何分ニモコレヲ廢セントノコトニハ兼ヌルナリ

五番(堀川)日依然勸業費中ニ於テ学問ヲナサシムルトノコトハ一目其不当ナルヲ知り得ルニアラズヤ又第一種ニ適合スル様陳ベラルルモ果シテ然カル時キニ至レハ少ナクモ壹万円以上ノ金額ヲ要セサルヲ得ズ本員ハ信ズ決シテ第一種ニモ叶ハス第二種ニモ叶ハサル半上落下ノ性質ヲ帯ブルモノニシテ彼是レ斟酌ノ上漸ヤク間ニ合ハセントスルニ過キサルモノナルコトヲ

七番(樋口)日名義コソ換ハレ實際ハ学校ニ相違ナシ其証ハ試験地ヲ購入シアルモ未タ一金ノ納税ヲナササルハ蓋シ彼ノ学校使用ニ係ル五町歩以下ノ地所ハ課税セストノ達アルニヨルナレハ左レハ其筋ニテモ学校ト認ムルハ明瞭ナルニアラズヤ併カシ番外ニハ如何考ヘラルルカ

番外(小風)日多弁ヲ要セス七番ノ陳フル所ロノ如シ

三番(小柳)日七番ハ此項目ヲ茲ニ置クノ精神カ

七番(樋口)日教育費中ニ移ツス積リナリ

三番(小柳)日然カラハ自家撞着ト言ハザルヲ得ス果シテ其意ノ如クナラバ暫ク此ニ廢シテ教育費ニ移スハ至当ノコトナラズヤ

七番(樋口)日苛刻番外ハ其筋ヘ稟議中ト陳ベラレタレハ何ツレ其沙汰ノアリシ上ニラント思フ

三番(小柳)日七番ハ純然タル農学校トナシ該項目ヲ教育費ニ移入セントノ精神ナレハ又五番等ノ説ト少シクモ異ナル所ロナキカ如シ依テ考スルアレヨ本員ハ先ツ茲ニアツテハ非決論ニ賛成ス

五番(堀川)日番外ニ問フ其筋ヘノ稟議ハ改正規則ノコトニテ名称ノ如何ニハアレサラン

番外(小風)日然カリ名称ノ如何ハ別ニ稟議セス

七番(樋口)日今番外ノ言アルヲ以テミレハ本員ノ是迄陳述セシ所ロハ却ツテ老婆心ニ過クルモノノ如

シ又問フ該項ヲ勸業費中ニ置クハ如何ナル精神ニ出テシカ

番外(小風)日從來茲ニ編入シ置キタレハ今日至リテ如斯質問ハナキ筈ナルニ併シヨイヨ通則ニヨルノ場合ニ至レハ教育費中ニ入ルルモヨカラシ

七番(樋口)日本員ハ是迄聞キ違ヘノ廉アリ依ツテコレヨリ進ンテ二番ニ賛成セン

議長(川上)日二番ノ説ニテハ現今ノ勸農場ハ実益ナキヲ以テ純然タル農学校ヲ設クル迄コレヲ廢シ且此他ノ項目モ格別ノ必用ナキ様考フルモ以テ該費目ハ悉皆廢棄セントノ説ナリ右ニ賛成者ハ番号ヲ呼ハレヨ

全会一致

この常置委員会の議決が、1885(明治18)年3月から開催された第7回通常県会への原案となる。この第7回通常県会での主旨説明は、14番の児玉茂右衛門と6番の堀川信一郎によって行われている¹⁰⁾。まず、児玉が、

本案ハ常置委員会ニ於テ全廢ニ決セリ抑モ本案費額ハ勸農場勸業会勸業報告等ナルカ勸農場ハ設立以來余マリ効能モナキテ以テ之ヲ廢シ又勸業会ノ如キモ不必要ナレハ之ヲ廢シテ勸業報告ハ之ヲ諸達掲示諸費中ニ入ルル意ナリ

と説明して、それに対して堀川が、

十四番ノ言ヲ補フテ再言センニ委員ノ本案ヲ全廢ニ決セシ主旨ハ今ハ勸農場ハ其名ハ勸農場ニシテ其實一ノ農学校ナレハ寧ロ純然タル学校トシテ之ヲ教育費中ニ入レ又勸業会ノ如キハ最早地方私立ノ者盛ンニナリタレハ地方税ヲ費シテ之ヲ開クノ必要ヲ見ス故ニ之ヲ廢シ又勸業報告費ハ諸達掲示諸費中ヘ繰込モノナリ此ク三費ヲ除ケハ本案ハ言ハスシテ消滅スルナリ

と補足をしている。この第7回通常県会では、農学校移行という県の方針について、大きな反対論はなく、予算が通過している。このことで、新潟県農学校が誕生することとなる。

さて、この第7回通常県会では、農学校通則に基づく新潟県農学校の種別に関する質疑も行われていた。52番の島田茂が「勸農場ノ学則ハ文部通則ノ一種ニ抛ラレシカ二種ニ抛ラレシカ」と質問したことについて、番外3番の小風知依が「一種ニ近カレ」と回答している。この時点で、県は第一種農学校とする認識であったことが看取される。

しかし、最初の節でみたように、新潟県農学校は文

部省通則第二種の農学校としてスタートする。県は翌1886（明治19）年4月14日に告示第94号において「新潟県農学校規則別冊之通改定ス」として農学校規則を改正し、第一種と第二種が併存する農学校とする。その後、この規則は告示第104号（新潟県農学校規則第八章第六十一条ノ次へ左ノ三ヶ条ヲ追加ス但第九章以下順次繰下ク）によって授業料規則が付け加えられ、全101条の大部な学校規則となった¹¹⁾。少々長文となるけれども、貴重な資料なので、ここに全文を掲載する。

新潟県農学校規則

第一章 総則

第一条 本校ハ農学校通則上款下款ニ遵ヒ躬ヲ殖産ニ従事シ農家ノ模範トナルヘキ者及ヒ善ク農業ヲ処理スヘキ者ヲ養成スルヲ以テ目的トス

但シ上款ノ課程ヲ卒業セシ者ト雖モ試験ヲ要セスシテ免許状ヲ受ケ県下ノ訓導タルコトヲ得

第二条 生徒在学年限ハ上款ヲニケ年下款ヲ三ケ年トス

但シ上款ノミヲ修ムル者ニ限り下款第一年ニ連亘シ満三ケ年ノ課程ヲ踐修セシム

第二章 学科課目

第三条

上款 修身 算術 代数 幾何 物理 化学 動植物 耕種 養畜 農業経済 農業簿記 実習

但シ生徒ノ便ヲ料リ補習科トシテ英語、和漢文、地理、歴史ノ四課目ヲ特置ス

下款 修身 幾何 三角法 図画 物理学 地質学 農用化学 農用工学 耕種 養畜 農業経済 農業簿記 農事法規 実習

但シ生徒ノ便ヲ料リ補習科トシテ英語、和漢文、歴史ノ三課目ヲ特置ス

学科課程ノ細目ハ別表ノ如シ

第三章 授業要旨

第四条 各学科ニ付其授業ノ要旨ヲ定ムル左ノ如シ

第一款 修身ハ儒教ニ基キ人倫ノ大道ヲ講シ嘉言善行ヲ説キ徳性ヲ養ヒ修身齊家応事接物ノ道ヲ知ラシムルヲ旨トス造次顛沛ニモ道德ノ貴重スヘキヲ忘レサラシムルヲ要ス

第二款 算術ハ上款ニ於テ整数小数分数四則諸等式比例開平開立並ニ利息等ノ応用問題ヲ授ク

第三款 代数ハ上款ニ於テ整数分数四則一次方程式下款ニ於テ根数式二次方程式等ヲ授ク

第四款 幾何ハ下款ニ於テ線角面体ノ性質及其測度

法ヲ授ク

第五款 三角法ハ下款ニ於テ先ツ八線ノ変化ヲ授ケ次ニ諸三角形ノ測定法ニ及ホシ終ニ測池水準法ヲ授ク

第六款 図画ハ下款ニ於テ自在法及ヒ用器画法ヲ授ケ浮華ニ流レス能ク其動植物農器建造物等ノ写生ニ応セシム

第七款 物理学ハ上款ニ於テ総論物性力運動重学水学音学熱学光学磁気学及ヒ電気学気象学等農事ニ必須ノ要理ヲ授ク

第八款 化学ハ上款ニ於テ無機化学ニテ総論普通金属並ニ其重要ナル塩酸類性質効用等凡テ農家必用ノ部ヲ授ク有機化学ニテ総論有機物分類酒精澱粉糖質物普通有機酸油脂脂肪物染料蛋白質物等ヲ授ク下款ニ於テ普通金属酸類等ノ鑑識法土壤肥料其ノ他農産物ノ分析法ヲ授ク

第九款 農用化学ハ下款ニ於テ化学ト農学トノ関係光熱温大気水暗母尼亜ノ植物ニ係ル作用土壤肥料及ヒ化学ニ関スル理論植物成分普通農産物製造大意ヲ授ク

第十款 動物学ハ上款ニ於テ総論分科法農業ニ関スル動物ノ構造發育殊性慣性効用等ヲ授ケ下款ニ於テ有益有害動物ノ発生変化諸期ノ解説有害動物ノ予防駆除法並ニ有益動物ノ保護法ヲ授ク

第十一款 植物学ハ上款ニ於テ総論分科法農用植物ノ外貌組織生理植物乾燥腊法ヲ授ク

第十二款 地質学ハ下款ニ於テ総論岩石地層ノ起原区別構造変化等農業ニ関スル部分ヲ授ク

第十三款 農用工学ハ下款ニ於テ農屋藩籬堤防築堰溜池灌水排水圃道土地分合等ノ土工ヲ授ク

第十四款 耕種ハ上款ニ於テハ総論ヨリ土壤ノ起原成形成石ノ種類地層ノ区別土壤分類土壤ノ性質並ニ簡易檢質法田圃園林荒蕪原野ノ耕鋤法輪換耕作法閑地法施肥ノ原理諸肥料ノ性質調製諸般農器ノ構造使用法普通植物ノ選種法栽培法收穫調製荷拵貯蔵ノ方法下款ニ於テハ特有植物ニ関スル一切ノ件園芸学並ニ森林樹木ノ蕃殖管理法等ヲ授ク

第十五款 養畜ハ上款ニ於テハ総論ヨリ牧場秣場ノ設置管理牛馬羊豚驢騾山羊鷄鴨雉鵝七面鳥等ノ蕃殖飼養管理法生酪乾酪薰腿等ノ製造法下款ニ於テハ養蚕法蕃殖及ヒ飼養一般ノ理論伝染病予防法及ヒ簡易ナル治療法等ヲ授ク

第十六款 農業経済ハ下款ニ於テ経済学ニヨリテ総論ニ於テ富価値貨幣ノ性質生財ニハ農業ニ関スル土

地資本労力ノ性効配剤ニハ全シク需要供給ノ原則土地所有権地主借地小作給料収益ノ原理消費ニハ農業保険租税売買運輸等ノ大意ヲ授ケ終ニ農業管理論ヲ授ク

第十七款 農業簿記ハ下款ニ於テ総論単式複式ノ區別日記原簿金銭受払簿決算表物品価附帳等諸帳簿ノ性質書式ヲ授ク

第十八款 農業法規ハ下款ニ於テ本邦法令ノ意義ヲ明ニスルヲ旨トシテ現行法令及ヒ古法ニ至ルマテ農業ノ知ラスンハアルヘカラサル事項ヲ採リテ之ヲ授ク

第十九款 英語ハ上款ニ於テ習字綴字読方訳読文法書取等ヲ教ヘ下款ニ於テハ更ニ英文和訳和文英訳等ヲ授ケ次テ普通英語ヲ修得セシム

第二十款 和漢文ハ分ツテ讀書作文トナシ讀書ニ於テハ古今ノ和文書及ヒ古代ノ漢書ニ就キ主トシテ意義文理ニ通曉セシメ兼テ作文ニ資ス作文ハ書牘日用ノ俗体ヨリ記事論説ノ仮名交リ文和文漢文ニ及ホス

第二十一款 地理ハ上款ニ於テ教ユ先ツ地誌ヲ授ケ本邦ヨリ外国ニ及ホシ各国ノ位置形勢風俗郡邑物産及ヒ相互ヒ交通ノ便否等ヲ知ラシメ次ニ地文ヲ授ケ地球ノ位置構成外状気中水中ノ顕象海陸生物ノ分賦等ヲ知ラシム

第二十二款 歴史ハ上款ニ於テ先ツ本邦ノ歴史ヲ課シ建国ノ体制政度ノ沿革風俗物産ノ変遷學術ノ隆替国富ノ増減明主賢相ヲ説明シ次ニ支那歴史ヲ課シ以テ我邦制度文献ノ其国ニ関スルモノ亦尠カラサルヲ知ラシメ下款ニ於テハ支那史ニ加フルニ更ニ他ノ各国ノ歴史ニ及ホシ以テ其形勢ノ概略ヲ知ラシム

第二十三款 実習ハ田圃耕耘栽培肥料製造農具農馬ノ使用家畜管理養蚕等果樹苗圃ノ仕立接木法農産物製法貯蔵法害虫駆除法測地水準農場諸般ノ計画計算法及ヒ化学実習トス

第四章 学年学期学級及ヒ休業

第五条 学年ハ三月一日ニ始マリ翌年二月二十八日ニ終ル

第六条 学年ヲ前後二期ニ分チ前期ハ三月一日ニ始マリ七月十五日ニ終リ后期ハ九月一日ニ始マリ二月二十八日ニ終ル

第七条 上款ヲ分チテ二級トシ下款ヲ分チテ三級トス

第八条 授業日数ハ毎年大約四十二週ニシテ其時間ハ上款ヲ修ムル者ハ毎週四十二時下款ヲ修ムル者ハ毎週三十六時トス

但シ授業時間ハ日ノ長短ニヨリテ之ヲ定ム

第九条 定式ノ休業ハ左ノ如シ臨時休業ハ其都度之ヲ告示スヘシ

孝明天皇祭 一月三十日

紀元節 二月十一日

春季皇霊祭 春分日

神武天皇祭 四月三日

秋季皇霊祭 秋分日

神嘗祭 十月十七日

天長節 十一月三日

新嘗祭 十一月廿三日

日曜日

夏季休業 從七月十六日至八月卅一日

冬期休業 從十二月廿五日至一月七日

第五章 入学退学規則

第十条 本校生徒ハ百五十名ヲ以テ定員トス

第十一条 凡ソ不都合ノ行為アリテ退学ノ処分ヲ受ケ文部省直轄官立農学校及ヒ府県公私立学校ヘ入学ヲ禁セラレシ者ハ入学ヲ許サス

第十二条 上款ヘ入学ヲ許スヘキ生徒ハ左ニ掲クル処ノ諸項ヲ具スルヲ要ス

第一項 品行端正ナル者

第二項 年齢十五年以上三十年以下ノ男子ニシテ小学中等科卒業証書ヲ有スル若クハ左掲クル入学試験ヲ及第スル者

第三項 種痘或ハ天然痘ヲ終ヘ體質強健ニシテ在学中家事ニ係累ナキ者

入学試験科目

作文 日用往復文

算術 加減乗除

讀書 日本外史

地理 万国地誌略

物理 大意

第十三条 下款ニ入学ヲ許スヘキ生徒ハ左ニ掲クル諸項ニ合格スル者トス

第一項 品行善良身体強健ニシテ種痘或ハ天然痘既済ノ者

第二項 年齢十六年以上三十年以下ノ男子ニシテ中学初等科卒業証書ヲ有スル者若クハ左ニ掲クル処ノ入学試験ニ及第スル者

入学試験科目

数学 比例代数及ヒ平面幾何

作文 仮名交リ文及ヒ漢文

講読 日本外史通鑑覽要

英学 富国史講読及ヒ英文和訳

物理学 大意筆答

動物学 全上

化学 全上

地理 万国地理筆答

第十四条 入学ノ期毎年一回即チ三月学期ノ始トシ其募集ノ期日人員日限等ハ予メ広告スヘシ

但時宜ニ依リ臨時ニ募集スルコトアルヘシ

第十五条 入学ヲ乞フ者ハ左式ニ準シ入学願書ニ履歴書ヲ添ヘ願出スヘシ

(書式略)

第十六条 入学ノ許可ヲ得タルモノハ在学証書ヲ出スヘシ其保証人ニハ丁年以上ノ者二名ヲ要シ一名ハ本人ノ父兄或ハ親戚一名ハ長岡町ニ在住シ各家計ヲ立ツル者ヲ以テ之レニ充テ左式ニ準抛スヘシ

(書式略)

第十七条 生徒ハ半途ニシテ退学ヲ許サス

但止ムヲ得サル事項アルトキハ此限ニアラス

第十八条 懶惰ノ者及ヒ学期試験ニ連続二回以上落第シテ到底成業ノ目的ナキ者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第十九条 慢性ノ病症ニ罹リ六十日ヲ経ルモ尚癒ヘサル者ハ一旦退学ヲ命シ全癒ノ上再入学ヲ願フモノハ試験ヲ要セス学期ノ始メニ於テ原級ヘ入学セシム

第二十条 事故ニ依リ退学セシモノ再ヒ入学ヲ乞フトキハ試験ヲ須スシテ之レヲ許スコトアルヘシ

第六章 授業規則

第二十一条 学科ヲ教授スルハ(英語科ノ外) 総テ国語ヲ用ユ

第二十二条 教場授業ノ時限ハ撃析ヲ以テ報スルガ故ニ五分前ニ教場ニ出席シ各自坐位ニ着キ教員教場ニ臨マハ敬礼ヲ行フヘシ

第二十三条 教場授業中ハ挙止ヲ正シクシ言語ヲ慎ミ務メテ静肅ニスヘシ

第二十四条 教場授業中ハ其席ヲ離ルルコトヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アルトキハ其旨ヲ教員ニ告ケ許可ヲ得ヘシ

第二十五条 教場ニ於テ禁止スル条項左ノ如シ

第一項 喫煙スルコト

第二項 談話スルコト

第三項 袴若クハ現業服ヲ着用セサルコト

第二十六条 農場実習ノ時ハ鐘号ヲ以テ報スルカ故ニ五分前場内ヲ予テ揭示ノ場所ニ整列シ教員ノ出ツルヲ待ツヘシ

但農場実習ノ節ハ必ズ現業服ヲ着用スヘシ

第二十七条 農場実習ヲ二類分チ一ヲ共修農場トシ一ヲ独習農場トス

第二十八条 共修農場ハ第三学年ノ終リマテトシ独習農場ハ第四学年以上ノ生徒ニ実習セシム

第二十九条 独習農場ハ場内ノ耕地ヲ区画シテ之ヲ生徒ニ配付シ其受持ヲ定ムヘシ

第三十条 農場実習中ハ猥リニ場外ニ出ツルヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アルトキハ其旨教員ニ告ケ許可ヲ得ヘシ

第三十一条 実習時間ハ即チ別表ニ於テ之ヲ定ムルト雖トモ養蚕接木ノ如キ其時季ニ依リ施行スルモノハ一時教場ノ授業ヲ停止シ単ニ実習ノミニ従事セシメ又其時間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第三十二条 実習経験上ニ於テ各自意見発明等ニ係ルモノハ其詳細ヲ記載シテ担当教員ニ差出スヘシ

第三十三条 実習生徒ハ常ニ日記簿ヲ製シ置キ日々授業ノ顛末及ヒ耕耘播種ヨリ収穫ニ至ルマテノ景況ヲ詳記シ担当教員ノ検閲ニ供スヘシ

第三十四条 各自使用ノ器械ヲ返納スルトキハ清潔ニ掃除ヲナシ担当教員ノ検閲ヲ乞ヒ之ヲ還納スヘシ

第三十五条 教場及ヒ農場授業中ハ総テ受持教員ノ指揮ニ従フヘシ

第三十六条 病氣ニテ欠課スルモノハ課業時間前其旨監事ニ届出スヘシ

第三十七条 無届ニテ欠課スル者ハ相当ノ罰則ニ照シ処分スト雖トモ欠課二週間以上ニ至ル者ハ其旨父兄或ハ親族ニ照会シ其情状ニ抛リ退校セシムルコトアルヘシ

第三十八条 病氣ニテ一課欠課スルモノハ其日外出ヲ許サス

第七章 試験規則

第三十九条 試験ヲ分ツテ三トナス

第一 小試験

第二 大試験

第三 卒業試験

第四十条 小試験ハ毎月末ニ於テ之レヲ施行シ其優劣ニ依リ席順ヲ改定スルモノトス

第四十一条 大試験ハ每学期ノ終リニ於テ之ヲ施行シ及第スルモノハ後期ノ学科ニ就カシムヘシ

但シ落第スルモノハ前期ノ学科ヲ復習セシメ再度落第スル者ハ退学セシムヘシ

第四十二条 卒業試験ハ上款及ヒ下款ノ惣学期ノ終リニ於テ之ヲ施行シ及第スルモノハ左ノ卒業証書ヲ

授与スル

(書式略)

第四十三条 試験ハ凡テ問題ヲ与ヘ筆答セシムルモノトス

第四十四条 凡テ試験ノ評点ハ一百点ヲ以テ最上点トナス

第四十五条 大試験及ヒ卒業試験諸科目評点平均数六十点ニ至ラサルモノハ落第トス

但諸科目評点平均数六十点ヲ得ルモノト雖トモ一科タリトモ五十点ニ満タサルモノハ本文ニ準シ落第トス

第四十六条 卒業試験ニ於テ落第スルモノハ卒業証書ヲ授与セス最モ学術研究ノ上再試験ヲ出願スルモノハ詮議ノ上之ヲ許シ及第セシトキハ卒業証書ヲ授与ス

但再試験ニ落第スルモノハ卒業証書ヲ授与セス

第四十七条 試験問題ハ一学科二題ヨリ少カラス十題ヨリ多カラサルモノトス

但卒業試験問題ハ本校総科目ヨリ与ヘ一学科ニ付二題ヨリ少カラス五題ヨリ多カラサルモノトス

第四十八条 小試験ハ一学科一時間大試験及ヒ卒業試験ハ一学科二時間ヲ与フルモノトス

第四十九条 小試験評点ハ各科目トモ日々ノ評点平均数ノ半ト試験評点ノ半ヲ合算シタルモノトス

第五十条 大試験評点ハ各科目トモ小試験評点平均数ノ半ト大試験評点ノ半ヲ合算シタルモノトス

第五十一条 卒業試験評点ハ各科目トモ大試験評点平均数ノ半ト卒業試験評点ノ半ヲ合算シタルモノトス

但該試験問題ハ教員之レヲ撰定シ而シテ学校長ノ認可ヲ得ルモノトス

第五十二条 大小試験及ヒ卒業試験諸科目評点平均数ハ各科目評点ヲ合算シ其科数ヲ以テ除シタルモノトス

第五十三条 凡テ試験ニ欠席スルモノハ之レニ零点ヲ付ス

但学校長及ヒ教員一統ノ意見ヲ以テ更ニ試験スルコトアルヘシ

第五十四条 罰則ニ触レタルモノハ欠席数度ニ涉ルモノハ其多少軽重ニヨリ校長教員熟議ノ上五点ヨリ少カラス二十点ヨリ多カラサル点数ヲ小試験諸科目評点平均数ヨリ減却ス

第五十五条 日々ノ講習及ヒ試験ノ際不正ノ挙行アルモノハ教員ノ意見ヲ以テ評点ヲ減少スルコトアル

ヘシ

但シ之レヲナスハ其事由ヲ学校長ニ稟議ノ上タルヘシ

第八章 生徒心得

第五十六条 孝悌忠信ハ人倫ノ大本尊王愛國ハ臣民ノ通義故ニ厚ク其旨ヲ体認スヘキ事

第五十七条 品行端正ニシテ常ニ信義ヲ守リ人ニ交ルニ礼讓ヲ以テシ苟モ輕薄傲慢ノ挙動アルヘカラス

第五十八条 衣食起臥ヲ節度ニシテ身体ノ健全ヲ保チ精神ヲ快活ニスヘシ

第五十九条 平生質素ノ慣習ヲ失ハス専ラ勤儉ヲ旨トシ奢侈ニ流ルヘカラス

第六十条 学友ノ交リ相互ニ和融シ切磋琢磨ヲ専ラトシ学業ヲ研修スヘシ

第六十一条 諸規則ヲ恪守シ学校長及ヒ教職員ノ示諭スル処ハ恭順シテ背戻スヘカラス

第九章 授業料

第六十二条 授業料ハ一ヶ月一人ニ付金貳拾銭ヲ徴収ス

第六十三条 授業料ハ前月末一週間以内ニ会計係ニ納付スヘシ其新ニ入学シタル者ハ入学許可ノ日ヨリ一週間以内ニ納ムヘシ但在学中事故ニ依リ休業シ又ハ退学スルモ既納ノ分ハ返付セサルモノトス

第六十四条 学校ヨリ休業ヲ為スコト一ヶ月ニ満ルトキハ授業料ハ之ヲ納ムルヲ要セス

第十章 舍則

第六十五条 本校生徒ハ校内ニ寄宿スル者トス然レトモ不止得事情アルトキハ通学ヲ許スコトアルヘシ

第六十六条 毎室々長一人ヲ撰抜シ其室内ノ取締ヲナサシメ又室長中ヨリ舍監一人或ハ数人ヲ撰抜シ各室ノ取締ヲナサシムヘシ

但シ時宜ニヨリ教員助手ヲ以テ之ニ充ツルコトアルヘシ

第六十七条 生徒中ヨリ願伺届等ニ係ル書面ヲ出ストキハ室長ヨリ生徒掛ヘ差出スヘシ

第六十八条 晨起就褥喫飯浴湯及ヒ外出帰舎其他細則ニ至ルマテ其時々示達スル所ノ旨ヲ恪守スヘシ

第六十九条 毎朝臥床ヲ出ルヤ直ニ寝具ヲ整頓シ窓ヲ開キ新鮮ノ空氣ヲ流通スヘシ

但毎室一人宛掃除当直ヲ設ケ午前第七時ヲ限り室内ヲ掃除スヘシ若シ不潔ノ徴アルトキハ当直其責ニ任スルモノトス

第七十条 毎土曜日午後第一時ヨリ第三時迄ニ各室共大洒掃ヲナスヘシ

但シ午後大洒掃ヲナスト雖トモ午前先ツ例日ノ洒掃
ヲナシ生徒掛ノ点検ヲ受クヘシ

第七十一条 食事ハ疾病ノ外必ス食堂ニ於テシ決シ
テ其時限ヲ誤ルヘカラス

但シ食堂ニ於テ喫飯スル能ハサル者ハ毎飯生徒掛ヘ
届出テ室内喫飯ノ許可ヲ受クヘシ

第七十二条 舎内ニ在テハ左ノ条項ヲ禁ス

第一項 激論争闘等総テ粗暴ノ挙動ヲナスコト

第二項 室内ニ於テ搦戦等ニ類スルコト

第三項 放歌吟詩等総テ喧噪ニ渉ルコト

第四項 便所外ニ於テ放尿スルコト

第五項 木履ヲ穿テ若クハ土足ニテ廊下ヲ歩行スル
コト

第六項 廊下ヲ疾走スルコト

第七項 建物等ヲ毀損シ或ハ白壁等ヲ汚染スルコト

第八項 汚染ノ衣服ヲ着スルコト

第九項 掲示類ヲ破裂シ或ハ塗抹スルコト

第十項 他人を煽動シ校内ノ協和ヲ妨クルコト

第十一项 許可ヲ得シテ外出或ハ外泊帰郷スルコ
ト

第十二項 紙屑塵芥等ヲ窓外或ハ廊下ヘ抛棄スルコ
ト

第十三項 生徒中私カニ金銭衣服ヲ貸借スルコト

第十四項 猥ニ他室ヘ往来シ他人ノ勉学ヲ妨クル
コト

第十五項 湯水茶菓ノ外室内ニ於テ飲食スルコト

第十六項 夜中音読及ヒ就寢後点灯スルコト

第十七項 監事ヨリ定メタル居室ヲ随意ニ轉換スル
コト

第十八項 裸体袒裼等ノ醜体ヲナルコト

第十九項 小説稗史ヲ読ミ或ハ雑話スルコト

第二十項 室内ヘ木履ヲ提致スルコト

第二十一項 小使部屋並ニ賄所ヘ猥ニ立入ルコト

第七十三条 親戚朋友等来ツテ面接ヲ要スルトキハ
必ス応接所ニ於テスヘシト雖トモ授業中ハ之ヲ許サ
ス

但シ病ニ罹リ応接所ニ出ル能ハサルトキハ生徒掛ノ
許可ヲ得テ来訪者ヲ舎内ニ入ラシムルコトヲ得ヘシ

第七十四条 濫ニ農場ヲ歩行シ菓実植物等ヲ損害
シ或ハ藩屏ヲ撃リ攀リ又ハ瓦石等ヲ抛投スヘカラス

第七十五条 表門裏門ヲ除クノ外猥ニ他ノ通用門
ヨリ出入シ或ハ藩屏ヲ超ヘ外出スヘカラス

第七十六条 小説稗史骨牌碁将碁他一切無用ノ玩具
ヲ提内スルモノハ之ヲ没収ス

第七十七条 貴重ノ物品ハ箱類ニ入レ之レヲ鎖鑰シ
紛失セサル様注意スヘシ

第七十八条 室内ハ監事及ヒ生徒掛時々臨監シ若シ
不審ノ廉アルトキハ書籠或ハ衣櫃等ニ至ル迄点検ス
ルコトアルヘシ

第七十九条 禁足中特許ヲ得テ外出スルハ至親骨肉
ノ者及ヒ保証人ノ重病其他非常ノ事故アルトキニ限
ル而シテ其事実ヲ証明スルニ足ルヘキ書面ヲ添ヘ出
願シ詮議ノ上ニアラサレハ之ヲ許サス

第八十条 冬夏季休業中ハ帰郷セシム尤モ始業二日
前ニ必ス帰校スヘシ

但シ冬季休業中ハ願ニ由リ在舎ヲ許スコトアルヘシ
第八十一条 窓ニ小使ヲ使役スヘカラス若シ要用ア
ルトキハ自ラ其部屋ニ就キ其事ヲ依嘱スヘシ然レト
モ私用ノ為メニ門外ノ使用ニ充ツヘカラス

第八十二条 病ニ罹リ晨起就寢喫飯等ノ定規ヲ履ム
能ハザルモノハ養生室ニ入り療用スヘキモノトス
但シ病症ニ依リテハ病院ニ入ラシメ若クハ帰郷セシ
ムルコトアルヘシ

第八十三条 日曜日祭日其他休業日ヲ除クノ外一切
外出ヲ許サス

第八十四条 疾病其他已ムヲ得サル事故アリテ臨時
外出帰舎時限遅刻外泊等ヲ為サントスル者ハ其事由
ヲ詳記シ保証人又ハ父兄ノ証印ヲ以テ願出テ生徒掛
ノ許可ヲ受クヘシ

但シ自宅近火等本条ノ手續ヲ経ルニ暇ナキトキハ特
ニ生徒掛ノ許可ヲ得テ外出スヘシ

第八十五条 散歩先ニ於テ前条ノ願ヲ為スヘキ事件
俄ニ差起ルトキハ帰舎時限前其願書ヲ差出シ生徒掛
ノ許可ヲ受クヘシ

第八十六条 父母ノ疾病其他已ムヲ得サル事故アリ
テ帰舎又ハ下宿セントスルモノハ保証人ノ証印ヲ以
テ願出テ学校長ノ許可ヲ請フヘシ

但シ疾病ニ依リ本文ノ願ヲナスモノハ医師ノ診断書
ヲ添フヘシ

第八十七条 前三条帰省下宿外泊及ヒ臨時外出帰舎
時限遅刻等ヲナシタル者ハ帰舎ノ際保証人ヨリ時間
附ノ証書ヲ持参スヘシ

第八十八条 外出ノ節ハ必ス予メ交附スル処ノ木札
ヲ事務所ニ掲ケ帰舎ノ時ハ之ヲ取除クヘシ

但疾病ニ罹リ医師ノ診察ヲ乞フ者ハ生徒掛ヨリ交附
スル処ノ発着証ニ必ス発着時限及ヒ医師ノ認印ヲ請
ヒ帰舎スヘシ

第八十九条 舎則ヲ犯シタル者アルトキハ室長ヨリ

生徒掛ニ申告スヘシ

但室長故ラニ之ヲ掩フトキハ共ニ罰ス

第九十条 金銭ハ都テ書記ニ預ケ置キ決シテ之レヲ
私有スルヲ許サス

第九十一条 何等ノ事故アルニ拘ハラズ欠業外泊等
屢々スルモノハ怠惰者ト見做シ詮議ノ上退校ヲ命ズ
ルコトアルヘシ

第九十二条 生徒タル者ハ外出ノトキ常ニ着服ヲ整
へ容儀ヲ正フシ本校ノ標章ヲ附シタル帽ヲ戴クヘシ
但帽章及ヒ帽形及服等ハ本校ノ指揮ニ従フヘシ

第十一章 賞罰

第九十三条 平素能ク勉勤シ学業超衆兼テ品行端正
ノ者ハ每学期ノ終ルニ於テ賞品ヲ与フルモノトス

第九十四条 凡本校規則ヲ犯シ或ハ学生ニ恥ツヘキ
挙動アル者及ヒ怠惰不品行ノ者ハ其事ノ大小軽重ニ
依リ左ノ罰則ニ照シ之ヲ処分ス尤モ主トシテ徳義ニ
基キ徒ラニ形跡ノミニ拘ハラサルヘシ

第一 説諭

第二 譴責

第三 拘止

第四 禁足

第五 放校

第九十五条 過誤失錯等ニ出ル犯則者ハ之ヲ説諭譴
責ニ処ス尤モ其事ニ害アルモノハ禁足ニ処ス

第九十六条 怠惰自恣等ニ出ル犯則者ハ禁足ニ処ス
但通学生ハ禁足ニ換フルニ校内留置ノ法ヲ以テ処分
スヘシ

第九十七条 校命ニ悖ルモノ或ハ数回罰ヲ受ケテ尚
悔悟ノ徴ナキ者或ハ他人ヲ教唆スルモノ或ハ風儀ヲ
紊乱スル者ノ如キハ放校ニ処シ尚其情状ニ因リ官立
学校及ヒ公私立学校ニ入学ヲ禁セラルルコトアルヘ
シ

第九十八条 禁足中再犯則若シクハ不正ノ行アルト
キハ前受ケタル禁足日限ノ尽ルヲ俟チ更ニ処分ヲナ
ルヘシ

第九十九条 禁足ノ処分ヲ受ケタル者其日限中疾病
ニ罹リ下宿入院又ハ止ムヲ得サル事故アリテ帰郷ヲ
ナスモノハ帰校ノ后其残余日数ヲ續カシムヘシ

第一百条 本校ノ書籍器械及器具等ヲ汚シ或ハ毀損ス
ルトキハ代価ヲ償ハシメ且相当ノ罰ヲ加フヘシ

第一百一条 譴責拘止禁足ニ処シタル者ハ其情状ニ依
リ校内ニ掲示シ或ハ父母親族ニ通報スル者トス

ここで第1条にあったように、上款とは農学校通則上
款のことで第一種農学校をさし、下款は通則下款の第

二種農学校を示す。つまり、新潟県農学校は、農学校
通則に基づく第一種及び第二種農学校併存の農学校で
あったことが分かる。管見の限り第一種と第二種を併
存させた農学校は他に例をみない。文部省としても、
農学校は第一種か第二種のものであって、併存型は想
定外のものであったようだ。

さて、新潟県農学校のことは遠く離れた鳥取県でも
県会で話題となる。鳥取では、1886（明治19）年12
月に開催された明治20年度通常県会において、番外
の小田が、

農学校通則ノ規定アリシハ十六年四月十六日ニシテ
本県農学校規則ハ之レニ準シテ組織セリ然ルニ昨年
文部省令第三号ニヨリ通則ヲ廢セラレ其際該校教則
ハ何中ニシテ其後度々文部省ニ伺フモ今日マデ認可
ナク已ムヲ得ス仮規則ヲ設ケ施行セリ依テ其認可ナ
キ理由ヲ伺ヒシニ視学官巡視后ニアラサレハ認可セ
ラレサルトノ事ニテ死止待居タリシニ昨年江木視学
官巡回ニ付種々質義セシニ該官ノ談話ニ農学校通則
ヲ廢シ新教令ヲ發セラレシハ他ニアラス従来師範学
校中学校農学校ノ教則ハ総テ不完全ナルニヨリ尤モ
新潟県柴田県立農学校ハ先ツ完全ナレハ已ニ森文部
大臣ノ子息モ入学セシメラレタリ何故ニ概シテ不完
全ト云フニ中学校ヲ県ニ一ヶ処ト定メ從テ学科モ高
尚ニナレリ依テハ農学校ノ組織ハ中学校ノ学科ヲ備
へ加フルニ農事ノ実習ヲナサシメサルヘカラス該組
織ヲ備へサレハ完全ナル農学校ト云フヘカラス去ル
ナカラ右ハ容易ノ事ニアラサルモ先ツ柴田農学校位
ノ組織ニハセサルヘカラス故ニ本県ノ農学校規則認
可ナキモ右様ノ理由アルヲ以テナリ日本農学大学ハ
札幌駒場ノ二ツアリ而シテ比ニ重クヘキ農学校ナレ
ハ中学ノ学科ヲ授業シ之ニ加フルニ農学ヲ教ヘサレ
ハ真ノ農学校ト云フヘカラス否ラサレハ学業ヲ低度
ニシ実業改良ヲ第一トスヘキナリ

と発言している¹²⁾。つまり、新潟の農学校は完全な農
学校なので森有礼の息子も入学したと江木千之が言っ
たというのである。この小田の発言には不可解な部分
も多い。まず、「新潟県柴田県立農学校」とあるけれ
ども、この「柴田」は「新発田」の間違いであろう。
さらに、新潟県農学校が設置されたのは、新発田では
なく長岡である。また、農学校について「農学校ノ組
織ハ中学校ノ学科ヲ備へ加フルニ農事ノ実習ヲナサシ
メサルヘカラス該組織ヲ備へサレハ完全ナル農学校」
というくだりも不可思議な内容である。新潟県農学校
の設定学科は、第一種農学校（上款）の部分も第二種

農学校（下款）の部分も、ほぼ農学校通則の通りである。このことは、上に引用した新潟県農学校規則と冒頭に引用した農学校通則の規定学科を比較すればわかる。新潟県農学校規則では、設置科目について上款で「但シ生徒ノ便ヲ料リ補習科トシテ英語、和漢文、地理、歴史ノ四課目ヲ特置ス」と規定し、下款で「但シ生徒ノ便ヲ料リ補習科トシテ英語、和漢文、歴史ノ三課目ヲ特置ス」としている。一方、1886（明治19）年文部省令第14号をもって定められた「尋常中学校ノ学科及其程度」では、尋常中学校の設置学科は

尋常中学校ノ学科ハ倫理国語漢文第一外国語第二外国語農業地理歴史数学博物物理化学習字図画唱歌及体操トス第一外国語ハ通常英語トシ第二外国語ハ通常独語若クハ仏語トス但第二外国語ト農業トハ其一ヲ欠クコトヲ得又唱歌ハ当分之ヲ欠クモ妨ケナシと定められている。つまり、上款及び下款の但し書きの内容を加味したからといって、新潟県立農学校の設置科目が、中学校の学科に実習を加えたものとは言い難い。江木が何をもって新潟県農学校を「完全」と称したのかは不明である。しかし、ここでは文部省が新潟県農学校を「完全」な農学校として評価していたこと自体を確認しておきたい。

4. 廃校への道

勸農場から農学校に移行されて、最初に開催された通常県会は第8回通常県会である。このときは、農学校に関する批判的な意見は皆無といってよく、農学校予算は無事に通過している¹³⁾。しかし『新潟県議会史』によれば、次の第9回通常県会では早くも農学校廃止論が議論されている¹⁴⁾。ただ、廃止論は出たものの多数決で原案が可決されている。

農学校維持論と廃止論の激しい論争は1887（明治20）年の第10回県会でも展開された¹⁵⁾。まず、52番内藤久寛が農学校維持論を、

農学校ヲ廃セント欲スルモノノ論旨ヲ聞クニ二点アリ即チ地方税ヲ以テ之ヲ立ツルヲ不可ナリト為スモノト之ヲ廃シテ尋常中学校ヲ設クヘシト為スモノ是ナリ第一説ニ対シテハ我々モ固ヨリ不可トスルニアラサレトモ地方税ヲ支出スルニ従来存在セシモノヲ維持スルカ為メニスルト新ニ之ヲ設置スルカ為メニスルト其ノ間ニ大ナル区別アリ此農学校費ハ今新ニ設置スルカ為メニ支出セントスルモノナレハ之ヲ見合ハスハ固ヨリ可ナリト雖トモ従来存在セシモノヲ維持セスシテ之ヲ廃セントスルハ不得策ナリト

云ハサルヘカラス第二説ハ所謂看板掛替ノ事ヲ唱フルモノナレトモ本員ハ同シ地方税ヲ以テ農学校ヲ廃シテ中学校トナサントスルハ其何ノ意タルヲ解セサルナリ本県下ハ天与ノ農園ニシテ農学生ヲ陶冶スルハ今日ノ最モ急務トスヘキ所ナレハ本員従来維持シ来リシ所ヲ幸トシ永ク之ヲ維持シテ益々県下ノ農事ヲ盛ナラシメンコトヲ希望スルモノナリと主張した。これに対して、3番坂口仁一郎は廃止論を、

三番ハ委員ノ一人ナレトモ一己ノ考ヲ以テスレハ委員ノ報道ヲ不可トス反対論者ハ農学校ノ本県下ニ必要ナルコトヲ説ケトモ農学校ヨリモ更ニ必要ナル所ノ中学校ヲ設クルヲ欲セスシテ格別必要ナラサル所ノ農学校ヲ維持セント欲スルハ抑モ其順位ヲ誤マレリト云ハサルヲ得ス仮ニ農学校ヲ維持スヘキモノトスルモ今日ノ農学校ノ如キ組織ニテハ到底其目的ヲ達シ得ヘキモノニアラス去リテ其組織ヲ完全ナラシメント欲スルモ経費ノ多額ヲ要スルカ為メニ其目的ヲ遂タル能ハス然ラハ今日ニ於テハ此ノ如キ実用ヲ為ササル所ノモノヲ立テ置カンヨリハ寧ろ最モ必要ナル所ノ中学校ヲ設クルコトトナスヘキナリ農学ノ如キハ中学科ノ中ニ加ヘ置クコトトスルモ妨ケナカルヘシ

と、中学校設立のために農学校を廃止せよと展開する。さらに61番荒川太二も、

本員ハ報道ヲ不可トス此事ニ付テハ先日来十分ニ論シ尽クシタル訳ケナレハ別ニ多言セサルカ本員ハ三番ト同意ニテ県下ニ最モ必要ナル中学ヲ設ケスシテ此ノ如キ不完全ノ農学校ヲ立テ置クハ甚タ不可ナリトナスモノナリ

と同様の廃止論を主張した。これに42番山口権三郎は、

本員ハ報道ヲ可トス三番等ニ於テハ中学ノ事ヲ云ハルレトモ中学ハ現在弥彦ヲ始メ高田長岡村上等ノ地ニモアリ又近頃新潟ニハ北越学館ノ設ケアリテ其他ニモ追々設立ヲ見ントスルノ有様ニテ別様ニ地方税ヲ以テ立ツルノ必要ヲ見サルナリ然ルニ農学校ハ地方税ヲ以テ之ヲ立ツルニアラサレハ容易ニ其設立ヲ見ルヲ得サルモノニテ殊ニ我新潟県ノ如キ農学ヲ興スヘキ必要アル地方ニ在テハ是非地方税ヲ以テ之ヲ立テサルヘカラスモノナリ既ニ本会ニ於テモ地方税ヲ以テ盛ニセント欲シ昨年ノ如キハ校舎ノ増築ヲ為シタルニアラスヤ然ルニ本年ニ至リ俄然之ヲ廃セント欲スルトハ甚タ解シ難キコトト云フヘシ或ハ今ノ

農学校ノ組織ノ十分ナラサル故ヲ以テ之ヲ廃スヘシト為スモノアレトモ今日ノ農学校ハ今日ノ時勢ニ応シテ組織シタルモノナリ追テ改良ヲ加ヘテ之ヲ盛ニスルコトヲ謀ラスシテ漫リニ之ヲ廃セントスルハ亦タ思ハサルノ甚シキモノト謂フヘシ

と維持論の立場から反論。こうした議論の結果、採決では26対23で維持論が勝利し、農学校の存続が確認されている。

1888(明治21)年1月からの第11回通常県会でも、激しい農学校廃止論が沸き起こっている¹⁶⁾。まず、14番山口権三郎が、

委員ハ中学ナキニ農学校アルハ順次ヲ失ヒタルモノノ如ク論スルモ元来中学校ハ新潟県ニ設立シアタルモ沿革ニ随テ廃スルコトナリ其登時ハ現今農学校ナルハ勸農場タリシコトニシテ即チ農事試験場タルニ過キサリシモ漸次進歩シテ当今ノ農学校タルニ至リニシテ天ヨリ降墜セルニアラス亦地ヨリ湧起セルニモアラサルナリ然レハ委員ノ云フ如ク順序ノ飛越シタリトノコトハアラス元是我議會ニヨリテ今日ノ位置ニ進ミタルナリ我議會ハ前年ニアリテ中学校設立ノ論起リシモ与論ハ之ヲ容レサルニアラサリシノミナラス昨年ニ於テハ農学校ノ擴張策ヲ可決セルニアラスヤ然ルヲ今不必用ナリト云フテ軽々之ヲ廃棄シ去ラントハ実ニ前後ヲ顧ミサルモノト言フ可シ尤モ今新規ニ之ヲ興サシトノコトナラ兎モアル可キモ経営上万般ノコト完備セルモノニ對シ一朝水泡ニ歸セシムルカ如キハ本員ノ肯テ採ラサル所ナリ

と農学校維持論を展開し、さらに、63番山田順一は大学校への拡張論を、

余ハ委員ノ一人ナルモ該会ニ意見ノ行ハレサル止ムヲ得スニ至リテハソノ報道ヲ不可トス師範学校ノ点ニ至リテハ敢テ不可ナキモ農学校ヲ断廢セシムルカ如キニ至リテハ其確タル理由ナカル可ラサルモノト信セリ然ルニ学校カ基礎鞏固ナラス或ハ順序ヲ失シタリトハ甚タ薄弱ナル論拠ト云フ可シ且ツヤ中学ハ有志ノ醵金ニヨリテ之ヲ設立シ得可キモノニシテ専門学校ハ宜シク地方税ヲ以テ之ヲ設ケ置ク可キモノニシテ余ハ尚ホ進シテ専門大学校ヲ起サントノ感覺ヲ懷ケルモソハ暫ラク考ヘサル可ラス今之ニ反シテ数年ノカ擴張策ヲ講シ維持シ来リタルヲ一朝之ヲ廃棄シ去ラントハ本員ノ甚タ不可トスル処ナリと論じる。これに対して、58番堀川信一郎は、

六十三番ハ擴張云々ト云フモ昨年ノ如キハ漸ク一人ノ多数ヲ占メ僅カニ生息ヲ維キ来リタルモノナリ全

体地方税ナルモノハ貧富全一ニ課スルモノナレハ宜シク普通学校ニコソ投ス可ケレ農学校ノ如キモノニ充ツ可キモノナラス本員ハ前年来之ヲ廃棄スルノ持論タリ諸君ハ今俄然之ヲ廃スレハ生徒ノ方向ヲ失ナフカ如キヲ懸念セラルルモ彼ノ医学校ノ如キハ論者ハ地方税ヲ以テ之ヲ維持スルノ必要ヲ説キシモ曩キニ政府一片ノ法令ト共ニ消煙霧散ノ有様トナリタルハ諸君ノ明知セル処ナラスヤ然ルニモ拘ラス今農学校ニ對シテモ数年ヲ出テスシテ股鑑遠カラス医学校ノ轍ヲ踏マンハ吾輩ノ信シテ疑ハサル所ナリ然レハ今ヨリ費ス所ノ経費ハ雲煙ノ如ク散セシノミ且ツヤ金沢高等学校ニハ農学校全般ノモノアレハ斯ニ習学スルモ亦可ナリ説テ斯ニ至レハ既往ニ徴シ宜シク将来ノ方針ヲ定ム可キナリ彼ノ十四番ハ從來設ケ来リタルモノナレハ飽迄之ヲ維持セントセラルルハ啻ニ姑息一片ノ考案ニ出テテ毫モ前鑑後測ノ見ナキモノト謂フ可キナリ

と廃止論を展開する。さらに、46番高岡忠郷も、

委員ハ卓絶ナル見解ヲ以テ今コノ農学校ヲ廃スルノ報道アルハ実ニ嘉ミス可キコトタリ之ヲ廃スルノ理由ヲ探クル能ハストノ論者アレトモ業已ニ之ヲ設立スルノ必要アリ起シタルモノナレハ今之ヲ不必要トシテ廃スル何ソ怪ムニ足ランヤ反対論者ハ県会之ヲ設立シタルモノナリ又維持継続シタリト説クモ此レ之ヲ擁護スル論拠トナスニ足ラス又十四番ハ之ヲ廃スルノ必要ナシトスルモ之ヲ廃スルノ利益ハ顯然タルニアラスヤ即チ教育ノ干涉ヲ絶チ發達力ヲ増進スルト経費ヲ支出セサルトニアリ僅カニ之ヲ維持スルノ理由ハタタ改良的ノ一アリテ存スルナリ然レトモ農学生タルハ中等以上ノ資産ヲ有シタルモノノ入学スル処ニシテ其卒業後ニ至リテ県下ノ農業ヲ改良セシコトヲ望ムノ点ニ至リテハ其実業ニ服スルモノ絶無ト云フモ敢テ不可ナカル可シ然レハ五十八番ノ説ク如ク苟モ今日貧富全一ニ課スル地方税ヲ支払フ可キ事柄ナラサルヤ明カナリ抑モ吾国ノ如キ租税ノ最モ重キ国柄ニハ政費ノ節省ヲ主トスルノ主義ヲ採ル可キニ各種専門学校迄維持スル能ハサル筈ナレハ旁以テ委員ノ報道ヲ可トセンノミ

と農学校の廃止を訴えている。そして、この第11回通常県会では採決において29対19で廃止論が可決されることになる。しかし、新潟県知事の篠崎五郎は原案執行でこれに対抗し、農学校を存続させた。

翌1889(明治22)年11月から開催された第12回通常県会では、当然のことながら、前年における篠崎の

原案執行についての批判から農学校審議が幕を開ける¹⁷⁾。まず、番外4番紫藤章が原案執行の理由を「農学校ハ県下ノ殖産上ニ必要ナリト認メ廃セサルナリ」と簡単に説明する。それに対して、45番堀川信一郎が、

苟モ県会ノ議決ヲ不認可ニスルハ其間必ス正当ノ理由ナカル可ラス本案ノ金額ト雖トモ皆人民ノ膏血ナリ且ツ本会ノ議決ハ県下ノ与論ナリ然ルニ単ニ必要云々ノ数語ヲ以テ不認可権ヲ濫用スルニ至テハ黙止スルニ忍ヒス恐クハ知事モマタ如此不親切ニアラサル可シ乞フ更ニ其必要ノ理由ヲ問ハン

と問いかける。これに番外1番永沢正常は、

抑農学校ハ数年前ノ設立ニ係リ其現在生徒ノ就学者モ少カラス今俄然是レヲ廃スハ第一ニ遺憾トスル所ナリ又本県下ハ農ヲ以テ本トスル所ナレバ農事研究ハ決シテ無用ニ非ラズ故ニ農事ノコトニ付キ処々ヨリ質問モアリ又卒業生ノ出テテ実業ニ就クモアリ其益少シトセス旁前年ノ議次ヲ不認可シ尚ホ本年モ提案セシ所以ナリ且ツ本年ヨリ学課モ修正シ年限ヲ短縮シテ益実効ヲ挙クル見込ナリ

と答えている。ここで学課の修正に言及したので、ここについて、23番児玉晋翁が「其学課ハ如何ニ改正スルヤ」と尋ね、それに番外4番紫藤章が、

従前ハ農学校通則ニ依リ即チ上級ヲ二年下級ヲ三年トセリ然ルニ此五年間ヲ通シテ卒業セシモノハ甚タ稀レナリ故ニ今後ハ三ヶ年ニシテ全課ヲ卒業スル積リトシ入学ノ程度ヲ定メ高等小学校卒業ノモノヲ入学セシムルコトトセリ其外ニ一ヶ年ノ速成課ヲ置キ県下ノ特有産物ヲ研究セシム

と回答している。さて、農学校そのものの審議では、ここでも激しい廃止論が展開される。15番清水治吉は、

維持論者ハ殖産云々ト述ヘラルルモ實際ノ事情ヲ知ラサルノ論ナリ抑モ我国小農ノ法ハ最モ長技ニシテ若シ俄ニ西洋大農ノ例ニ習ハハ却テ不利ヲ生スルハ明白ナリ維持論者ハ常ニ同好会ナドト称シ名ヲ実業ニ藉リテ空理ヲ説クニ過キス動モスレハ国家ノ大業ヲ誤ルコトアルハ予ノ取ラサル所ナリ且干渉学校ノ実効ヲ挙ケサルコトハ贅言ヲ要セサルモ現ニ長岡ニ農学校ト中学校トアリ二者其教課ニ於テハ大同小異ナルモ其生徒ノ進歩ハ甚タ差アリ以テ干渉ノ弊ヲ見ル可キナリ

と西洋の農法との違いから農学校無用論を展開している。また、27番山際七司は、

全体此ノ如キ学校ヲ地方税ヲ以テ設立セシハ当時ノ誤リナリ要スルニ地方税ヲ以テ一個人一会社ニ私スルト同様ナリ二十三番ハ之レカ維持説ヲ唱フルモ是レ情実的ノ論ニ過キス所謂以テ非ナル説ト謂フヘシ到底此ノ如キ特種ノ学校ヲ地方税ヲ以テ設立シ置ク可キ者ニ非ス又九番ニ頻リニ農学ノ必要ヲ説クモ果シテ之レヲ必要トセハ小学ニ農学科ヲ加フルモ可ナリ別ニ私設スルモ可ナリ且ツ今ヤ農業ノ事ハ實際ニ熱心家モアリ果シテ必要ナラハ縦ヘ此校ヲ廃スルモ反ツテ善良ノ学校起ルヘシ決シテ地方税ヲ以テ維持スルノ必要ナシ否維持スヘキ者ニ非ルナリ又昨年ヨリ維持論者カ増加セリト云フ説モアレト是レハ種々ノ原因殊ニ或ル電気ノ関係等ヨリ雷同者ノ多クナリタルニ過キス之レヲ与論トシ見ルハ不可ナリ

と「農学が必要なら小学校で教えればいい」と極端な議論を持ち出し、廃止論を展開した。こうした議論の結果として、この通常県会でも31対28でまたしても廃止論が勝利した。これに対して知事の篠崎はまたも原案執行で対抗した。

そして、翌年の第13回通常県会では、また、篠崎の原案執行への批判から農学校審議が始まることになる¹⁸⁾。42番広田柴吉は「理事者ハ毫モ議会ノ与論ヲ顧ミス飽迄原案ヲ執行ス其謂如何」と原案執行の理由を問う。これに番外3番鳥居和邦は、

理事者ハ好シテ原案ヲ執行シ議会ノ与論ニ背反スルニアラサレトモ抑モ此農学校ノ創立ハ実ニ明治八年ニシテ本県ノ如キハ農事ヲ改良スル必要アレハコソ幾多ノ変更ヲ経漸次其歩ヲ進メテ今日ニ至リタルナレ然ルヲ一朝之ヲ廃スルハ県下ノ為メ不利益ナリト信認セル也

と答えている。しかし、広田はさらに「本員ハ創始以来ノ事歴ヲ問フニアラス番外ハ宜ク現在著明ナル効果ヲ示セ」と問い詰める。これに対して鳥居は、

現ニ卒業ノ中六十名以上ハ間接直接ニ農業ニ従事セリ且ツ近来各地ヨリノ質問ニ答フル件数ト諸会社等ニ農学校教員ヲ傭聘シテ講談ヲ催ス如キ年々其歩ヲ進メタルニ徴スルモ本校カ県下ノ信用ヲ得テ人民カ本校ノ必要ヲ感セシコト明カナリ故ニ理事者カ原案ヲ執行スルモノハ要スルニ県下ノ幸福ヲ将来二期スルニ外ナラス即チ農学校ハ吾県下実況上民益ナルヲ認メタルニアリ

と回答する。しかしこれに対しても、4番稲岡嘉七郎が、

番外ノ説明ハ毫モ感スルニ足ルモノナシ農学校ハ議

会ノ与論ニ背キタルモノナレハ即チ県下人民ノ好マサルモノニアラスヤ然ルニモ拘ラス理事者ハ飽迄原案ヲ執行セントスルハ将来モ是非トモ之ヲ固持シテ其方針ヲ枉ケサル決心ナルカ

と質問し、これには番外2番小風知依が「将来ノ事ハ今予メ答へ難シ」と簡単に回答した。農学校についての実質審議では、4番稲岡嘉七郎が、

本員ハ其実番外ノ説明スルカ如キ効能アラサルヲ知レリ抑モ農学校卒業生ノ如キハ如何ナル結果ヲ為シ居ルト謂フニ農業ニ従事スルカ如キハ殆ント稀ニシテ小学校授業生カ村役場ノ筆生タルニ過キ甚シキニ至リテハ小使トナリノ力駆役ヲ甘スルモノアリ若シ然ラサレハ従前金満家ノ子息等カ徴兵ヲ避クルカ為メ姑息ノ策ヲ以テ入校スルモ帰郷ノ后ニ至リテハ表面丈ケ農業ニ従事シ居ルト云フヲ實際ハ袖手閑日月ヲ消スルニ過キサル者アリ斯ル実況ナルニモ関セス理事者ハ實際ヲ洞見セルカ如ク議會ノ与論ニ反キ得意ニ農事改良云々ト陳弁スレトモ毫モ其実ヲ得サルコトナリ吾カ賢明ナル新潟県知事ハ深ク議會ノ与論ヲ鑑ミ之ヲ副フ所置アルヘキハ吾輩ノ信シテ疑ハサル所也断然否決廃按トセシ

と廃止論を論じる。こうした廃止論に対して、10番二国万二郎は、

我国ニ農学ノ必要ナルハ言フマテモナク殊ニ我県下ノ如キハ就中然ルヲ覚フルナリ今吾々カ其効能ヲ陳フルモ所謂釈迦ノ説法タルヲ免レサレハソハ暫ク措テ論セス其实际上入学生徒ノ比例ヲ以テ觀ルモ今日一般人民ニ必要ナル普通学科ヲ授クル北越学館及ヒ長岡学校等モ尚ホ僅ニ二百余名ノ入学生アルノミニアラスヤ然ルニ農学ナル者ハ特殊ノ学科ナルニ現ニ入学生ノ多キハ北越学館等ノ上ニアリコレ人民カ本校ノ必要ヲ感シタル結果ニアラスヤ或ハ徴兵忌避云々ト非難スルモ現時ニ於テハ然ル実アルコトナレ既ニ一番モ論セル如ク未タ実地ニ著明ナル効績ヲ示セルコトナキハ畢竟其組織方法ノ不充分ナルニヨラン果シテ然ラハ之ヲ改良スルノ必要コソアレ農学ノ必要ナルハ吾レ人共ニ信スル所ナルニ輕々廢セント云フハ解シ得サルナリ又一方ヲ觀ルモノ今之ヲ廢止セハ現在生徒ヲシテ立チトコロニ前途ノ方向ヲ失ナハシムルニ至ラン実ニ忍ヒサルトコロナリ本員ハ即チ原按ヲ贊ス

と農学校維持論を展開する。しかし、39番田原与平は、

農学校ヲ設ケテ農事ヲ改良セントハ実ニ迷ノ大ナル

者ニテ吾々ハ其卒業生ノ実利実益上ニ乏キハ二三ノ質問ヲ為シテ驚キタル事アリ如此キ事ハ老農即チ実業家ニアラスシテ唯学問上ノミニテハ能シ得ルコトナラスト信ス断然否決廃棄トセシ

と更なる廃止論を唱え、2番関矢儀八郎も、

番外ノ説明ハ毫モ感スルニ足ルモノナシ或ハ各地ノ質問ニ答フルト云ヒ或ハ農談会ニ出席スルト云フヲ以テ其効績トスルモ夫レ等ハ農学校ヲ俟タストモ他ニ自ラ其途アリテ存ス要スル農学ヲ研究セシムルハ即チ農学上ノ思想ヲ高尚トスルニ外ナラス然ルニ該校卒業生ヲ老農実業家ニ若カスト非難スル論者モコレ亦誤見ノ甚タシキ者ニシテ学者ト実業家トハ固ヨリ相俟テ効用ヲ為ス可キモノナリ故ニ農学ノ要旨ハ農事ノ思想ヲ高尚ニスルヲ主トストセハ今茲ニ研究セシメタレヨリハ東京ナリ何処ニ行キテ学フモ可ナリ此不完全ナル学校ヲ存スルハ無用ノコトナリ廢スルニ若カス

と農学校廃止を強調した。このような議論の末に、39対14という大差で三度廃止論が勝利することになる。ここに至って知事の篠崎ももはや原案執行は行わず、新潟県農学校の廃止は決定した。

農学校廃止を県学事年報は、

本県農学校ハ二十一年通常県会ニ於テ本校ヲ廢止スルノ目的ヲ以テ予算ヲ否決シテヨリ年々本校ノ経費ヲ否決セサルハナク廢校ハ殆ト議會ノ与論トナリタルヲ以テ己ムヲ得ス二十三年度限り之ヲ廢止セリと報告している¹⁹⁾。こうして、新潟県農学校は設立から約5年ののちに廢校となってしまったのである。各府県の学事年報をみれば分かるように、このように廢校となった学校のことを、年報でその経緯を報告するのは珍しいことである。ここに学事担当者の“無念”の思いが窺える。

5. まとめ

新潟県の農業教育機関は、1875（明治8）年の新潟樹芸場設置が最初となる。設置場所は中蒲原郡下所嶋新田。1877（明治10）年には新潟農事試験場と改称している。翌年に規則を改正して、1880（明治13）年に、中蒲原郡出来嶋新田に移転して新潟勸農場と改称した。更に翌年には文部省の認可の基に規則を改正し、古志郡長岡に移転、名称も単に勸農場とした。

その後、勸農場を農学校に改変する方向性が示される。この方針は1885（明治18）年1月の常置委員会の審議を経て、3月からの第7回通常県会において正

式に決定される。これによって新潟県古志郡長岡に新潟県農学校が誕生する。

1885（明治18）年に誕生した農学校は、翌年から県会での廃止攻撃にさらされることになる。1886（明治19）年の第9回通常県会、翌年の第10回通常県会では農学校維持論が勝利したものの、1888（明治21）年と翌年の通常県会では僅差で廃止論が勝利し、農学校予算が否決される事態となった。この状況に対して新潟県知事の篠崎五郎は原案執行で対抗して、農学校の存続を図っている。しかし、1890（明治23）年の第13回通常県会に至っては、農学校廃止論が大差で勝利をして、もはや知事も原案執行の手段を取り得ず、新潟県農学校は廃校と決定した。

新潟県会の一連の議論をみると、農学校廃止論者の多くがこの農学校を「不完全ナル農学校」と呼んでいるのが見受けられる。ところが、「何故、不完全なのか？」を説得的に説明しているものはない。もちろん県会での議論の多くは何らかの“政治的意図”のもとで展開されるので、これは気にとめるものでないのかもしれない。しかし、ここで指摘しておきたいのは、鳥取県会で報告されたように、当時の文部省は新潟県農学校を「完全ナル農学校」と評価し、それを他県で紹介しているという事実である。この事実は、新潟県の県会議員や学事担当者の耳には届いていなかったようである。もし、これが周知のものであるなら、県会の議論のなかで農学校維持論者たちが利用しないわけがないからである。

本論で、新潟県農学校は文部省通則による第一種農学校と第二種農学校の併存型の農学校であることを指摘した。しかし、何故、このような他に類例のない形式の農学校が設置されたのかについては、本論で明らかにすることができなかった。このことは新潟県農学校の研究で今後に残された大きな課題であると考えられる。更なる研究の進展に期待したい。

注

* 愛知県立大学教育福祉学部准教授

- 1) 『法令全書』明治16年, pp. 1298-1301; 以下、農学校通則の条文はすべてここからの引用による。
- 2) 官報第153号(1884年1月4日)。
- 3) 拙稿「農学校通則に基づく公立農学校の種別に関する一考察」, 愛知県立大学大学院人間発達学研究科論集『人間発達学研究』第1号(2010年), pp. 1-12。
- 4) 拙稿「広島県農学校に関する一考察」, 『愛知県立大学教育福祉学部論集』第61号(2013年), pp. 37-49。
- 5) 新潟県立図書館所蔵『新潟県学事第六年報(明治十八年)』, p. 13。
- 6) 新潟県立図書館所蔵『新潟県学事第四年報(明治十六年)』, pp. 12-13。
- 7) 新潟県立図書館所蔵『新潟県学事第五年報(明治十七年)』, p. 13。
- 8) ここでの議論は、新潟県立文書館所蔵『明治十七年自四月十一日至六月廿二日 新潟県第六回通常県会議事録』に収録されている。
- 9) ここでの議論は、新潟県立文書館所蔵『明治十八年自一月至三月 自第三十一回至第三十三回 新潟県常置委員会議事筆記』に収録されている。
- 10) ここでの議論は、新潟県立文書館所蔵『明治十八年自三月三十日至四月廿八日 新潟県第七回通常県会議事録』に収録されている。
- 11) 新潟県立文書館所蔵『明治十九年自一月至六月 本県告示』に収録。
- 12) 鳥取県立図書館所蔵『明治十九年十二月 明治二十年 度鳥取県通常県会議事録』第式号に収録。
- 13) ここでの議論は、新潟県立文書館所蔵『明治十八年自十一月十八日至十二月十七日 新潟県第八回通常県会議事録』に収録されている。
- 14) ここでの議論は、『新潟県議会史』明治編一, pp. 854-855で紹介されている。新潟県では、県立文書館にも県議会図書室にも第9回県会の議事録が所蔵されていない。しかし、『新潟県議会史』には議事録を基に執筆したとしか考えられない記述があり、どこかに議事録が残されているはずである。ただ、今回の資料調査ではそれを発見することができなかった。第一種と第二種の併存農学校とした理由などもこの県会で説明されている可能性があるため、第9回県会議事録は本研究にとって貴重な資料となるはずである。
- 15) ここでの議論は、新潟県立文書館所蔵『明治二十年自十一月十一日至十二月十日 新潟県第十回通常県会議事録』に収録されている。
- 16) ここでの議論は、新潟県立文書館所蔵『明治廿一年自十一月廿九日至十二月廿八日 新潟県第十一回通常県会議事録』に収録されている。
- 17) ここでの議論は、新潟県立文書館所蔵『明治廿二年自十一月七日至十二月六日 新潟県第十二回通常県会議事録』に収録されている。
- 18) ここでの議論は、新潟県立文書館所蔵『明治廿三年自十一月十四日至十二月十二日 新潟県第十三回通常県会議事録』に収録されている。
- 19) 新潟県立図書館所蔵『新潟県学事第十二年報(明治十四年)』, p. 18。